

基安化発第0622001号  
平成17年6月22日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長  
( 公 印 省 略 )

### 建材中の石綿含有率の分析方法について

石綿障害予防規則第3条第2項に規定する石綿等の使用の有無の分析による調査については、平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」記の第3の2(1)オにおいて、「石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて分析を行うものであり、その方法については別途示すこととしていること。」とされているところである。

建材中の石綿含有率の分析方法については、(社)日本作業環境測定協会において検討していたところであるが、今般当該検討結果を踏まえ、別紙のとおりその分析方法を定めたところである。

については、貴局に登録されている作業環境測定機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に周知を図り、事前調査の的確な実施に遺憾なきを期されたい。また、関係事業者団体等に対し、別添のとおり要請したので了知されたい。

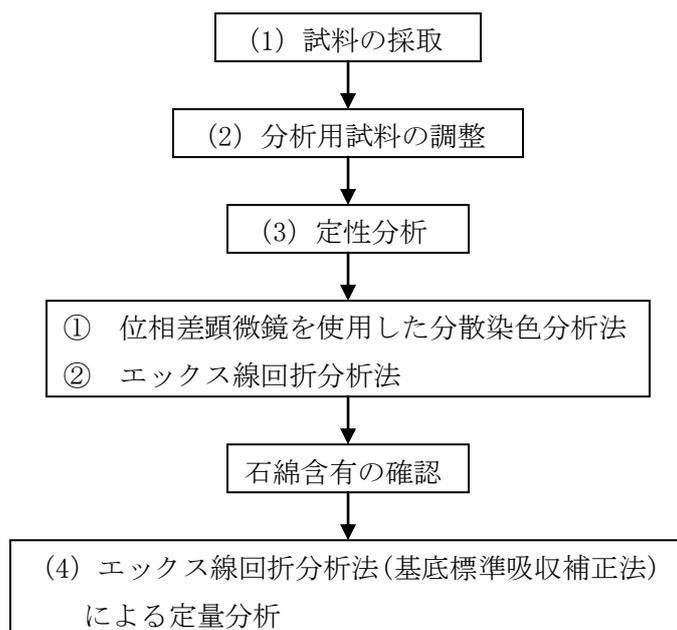
なお、吹付け材の分析については、本方法を用いるほか、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」により示す方法により行っても差し支えない。

## 建材中の石綿含有率の分析方法

### 1 測定手順の概要

石綿含有建材の石綿含有率測定は次の手順に従って実施する。

分析対象の建材から適切な量の試料を採取し、当該建材の形状や共存物質の状況に応じて、研削、粉碎、加熱等の処理を行った後、分析用試料を調整する。次に、分析用試料に石綿が含有しているか否かについて、位相差顕微鏡を使用して分散染色分析法による定性分析及びエックス線回折分析法による定性分析を実施し、石綿の含有を確認する。石綿の含有が確認された試料は、ぎ酸で処理して定量分析用の試料を調整し、基底標準吸収補正法によるエックス線回折分析法により定量分析を行い、石綿含有量を求め、石綿含有率を算出する。



### 2 石綿含有率測定方法

#### (1) 試料の採取

- ① 現場から試料を採取する場合は、粉じんの飛散に留意し、鋭利なカッターなどを用いて行う。吹付け材や保温材のような柔らかな材料の場合は1箇所あたり10cm<sup>3</sup>程度で3箇所から採取する。成形された建材の場合は1箇所あたり100cm<sup>2</sup>で3箇所から採取する。

- ② 採取した試料は、粉じんの飛散に留意して密封できる容器に入れて必要事項を記載し、保管・搬送する。

## (2) 分析用試料の調整

### ① 無機成分試料の場合

採取した試料を適量粉砕器に入れて十分に粉砕した後、目開き 425~500  $\mu\text{m}$  のふるいを通してふるい分けし、すべての試料がふるい下になるまで粉砕とふるい分けの操作を繰り返して行い分析用試料とする。成形された建材試料の場合は、カッターナイフやボードサンダー等で側面を削りとった試料を粉砕器に入れる。

### ② 有機成分試料の場合

試料の適量を磁性るつぼに入れ、450°C $\pm$ 10°Cに設定した電気炉に入れ、1時間以上加熱後清浄な状態で放冷するか低温灰化装置を用いて有機成分を灰化した後粉砕器に入れ、上記①に従って調整し、分析用試料とする。

## (3) 定性分析

### ① 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法

#### ア 標本の作製方法

容量 50ml の共栓試験管に分析用試料 10~20mg と無じん水 40ml を入れ、激しく振とうした後、容量 50ml のコニカルビーカーに移し、回転子をいれ、マグネチックスターラーで攪拌しながら清拭した 3 枚のスライドガラス上にそれぞれマイクロピペッターで 10~20  $\mu\text{l}$  滴下し乾燥する。

次に、屈折率  $n_D^{25^\circ\text{C}} = 1.550, 1.680, 1.700$  の 3 種類の浸液をそれぞれのスライドガラスに 3~4 滴滴下し、ピンセットの先端で浸液と十分に混合・分散し、その上に清拭したカバーガラスを載せて標本とし、試料No、浸液の屈折率をそれぞれ記載しておく。このようにして作製した 3 枚のスライドガラスを 1 標本とし、同様の操作を 3 回繰り返し、1 分析用試料について 3 標本を作製する。

#### イ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析

作製した標本を位相差・分散顕微鏡のステージに載せ、倍率 10 倍の分散対物レンズで分散色を示す繊維があるか確認する。分散色を示す繊維が確認された標本について、分散対物レンズの倍率を 40 倍に切り替え、接眼レンズのアイピースグレーティクルの直径 100  $\mu\text{m}$  の円内に存在するすべての粒子数と分散色を示したアスペクト比 3 以上の繊維数を計数し、その合計粒子数が 1000 粒子になるまでランダムに視野を移動して計数し、分散色を示した繊維の種類と繊維数を記録する。アイピースグレーティクルの直径 100  $\mu\text{m}$  の円の境界に掛かる粒子の取り扱いは「作業環境測定ガイドブック No.1」((社) 日本作業環境測定協会) に準じる。

ウ 石綿の分散色

石綿の種類	浸液の屈折率 ( $n_D^{25^\circ\text{C}}$ )	分散色
クリソタイル	1.550	赤紫色～青色
アモサイト	1.680	桃色
	1.700	青色
クロシドライト	1.680	橙色
	1.700	青色

② エックス線回折分析法による定性分析

分析用試料を一定量試料ホルダーに充填しエックス線回折分析装置にセットし、エックス線対陰極：銅 ( $\text{Cu}$ )、管電圧：30～40kV、管電流：30～40mA で回転試料台を使用して、 $2\theta = 5^\circ \sim 70^\circ$  の範囲で、走査速度を毎分  $1^\circ \sim 2^\circ$  のエックス線回折パターンを測定し、得られたエックス線回折パターンの回折線ピークに石綿の回折線ピークが認められるか否かを確認する。

③ 石綿含有の有無の確認

石綿含有の有無の確認は、次により判定する。

ア 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のうち一つでも 1000 粒子中の石綿繊維が 10 繊維以上あり、かつエックス線回折分析法による定性分析の結果、一つの分析用試料でも石綿の回折線ピークが認められた場合は「石綿含有試料」と判定する。

イ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のうち一つでも 1000 粒子中の石綿繊維が 10 繊維以上認められたが、エックス線回折分析法による定性分析の結果、3つの分析用試料のいずれも石綿の回折線ピークが認められない場合は「石綿含有試料」と判定する。

ウ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のいずれも 1000 粒子中の石綿繊維が 10 繊維未満であったが、エックス線回折分析法による定性分析の結果、一つの分析用試料でも石綿の回折線ピークが認められた場合は、エックス線回折分析法による回折線が石綿の回折線であるか否かを確認するために、浸液の屈折率を変えて再度位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析を行い、再分析の結果、石綿以外の物質（アンチゴライト、リザルダイト、クロライト、カオリナイト、ハロサイト、タルク等）であるとの確認がとれた場合は「石綿含有せず」と判定し、確認がとれなかった場合は「石綿含有試料」と判定する。

エ 位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析の結果、3つの標本のいずれも 1000 粒子中の石綿繊維が 10 繊維未満で、かつエックス線回折分析法に

よる定性分析の結果、3つの分析用試料のいずれも石綿の回折線ピークが認められない場合は「石綿含有せず」と判定する。

#### (4) エックス線回折分析法(基底標準吸収補正法)による定量分析

(3)の③で石綿含有が認められた試料について基底標準吸収補正法によるエックス線回折分析法により定量分析を行い、石綿含有量を求め、石綿含有率を算出する。

##### ① 定量分析用試料の調製

い定量分析に使用する直径25mmのふっ素樹脂バイндаグラスファイバーフィルタ(以下「フィルタ」という。)の質量及び基底標準板のエックス線回折強度を計測しておく。

(2)で調整した分析用試料を100mg( $M_1$ )精秤してコニカルビーカーに入れ、20%のぎ酸を20ml、無じん水を40ml加えて、超音波洗浄器で1分間分散した後、 $30^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ に設定した恒温槽内に入れ、30秒攪拌、1分30秒静置の操作を6回繰り返してから、フィルタを装着した直径25mmのガラスフィルタベース付きの吸引ろ過装置で吸引ろ過を行う。ろ過後のフィルタを取り出し、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量( $M_2$ )を求め、定量分析用試料とする。定量分析用試料の作製に当たっては、1分析用試料当り3つの定量分析用試料を作製する。

##### ② 検量線の作製

検量線の作製に使用する直径25mmのフィルタの質量及び基底標準板のエックス線回折強度を計測しておく。

分析対象の石綿標準試料を0.1mg、0.5mg、1.0mg、3.0mg、5.0mg精秤し(最小試料の秤量値: $M_{k1}$ )、コニカルビーカーに入れ、それぞれ20%のぎ酸を0.02ml、0.1ml、0.2ml、0.6ml、1.0ml、無じん水を0.04ml、0.2ml、0.4ml、1.2ml、2.0ml加えて超音波洗浄器で1分間分散した後、 $30^{\circ}\text{C} \pm 1^{\circ}\text{C}$ に設定した恒温槽内に入れ、30秒攪拌、1分30秒静置の操作を6回繰り返してから、フィルタを装着した直径25mmのガラスフィルタベース付きの吸引ろ過装置で吸引ろ過を行う。ろ過後のフィルタを取り出し、乾燥後、フィルタ上に捕集された試料の質量を求め(最小試料の秤量値: $M_{k2}$ )、検量線用試料とする。

作製したそれぞれの検量線試料をエックス線回折分析装置の試料台に固定して、基底標準板と分析対象の石綿のエックス線回折強度を計測し、基底標準吸収補正法によって検量線を作成する。

##### ③ 定量分析手順

(4)の①で作製した定量分析用試料をエックス線回折分析装置の試料台に固定して、検量線作成と同一の条件で基底標準板と分析対象の石綿のエックス線回折強度を計

測し、基底標準吸収補正法によって上記②で作製した検量線から当該石綿の質量(As)を算出し、次式により石綿含有率を求める。

$$C_i = A_s / M_1 \times R \times 100$$

$$R = M_1 / (M_1 - M_2)$$

$$C = (C_1 + C_2 + C_3) / 3$$

ここに、 $C_i$ ：1つの定量分析用試料の石綿含有率（%）

$A_s$ ：検量線から読み取った定量分析用試料中の石綿質量（mg）

$M_1$ ：分析用試料の秤量値（mg）

$M_2$ ：定量分析用試料の秤量値（mg）

R：補正係数

C：分析対象試料の石綿含有率（%）

#### ④ 検出下限及び定量下限

検量線用最小試料をエックス線回折分析装置の試料台に固定して、検量線作成と同一の条件で基底標準板と分析対象の石綿のエックス線回折強度を繰り返して10回計測し、積分エックス線強度の標準偏差( $\sigma$ )を求め次式により石綿含有率の検出下限と定量下限を算出する。

$$C_k = (3\sigma / a) / M_1 \times R_k \times 100$$

$$C_t = (10\sigma / a) / M_1 \times R_k \times 100$$

$$R_k = M_{k1} / (M_{k1} - M_{k2})$$

ここに、 $a$ ：検量線の傾き

$M_1$ ：分析用試料の秤量値（100mg）

$M_{k1}$ ：検量線作製時のぎ酸処理前の最小試料の秤量値（mg）

$M_{k2}$ ：検量線作製時のぎ酸処理後の最小試料の秤量値（mg）

$R_k$ ：検量線に係る補正係数

$C_k$ ：石綿含有率の検出下限（%）

$C_t$ ：石綿含有率の定量下限（%）

別添

基安化発第 0622002 号

平成 17 年 6 月 22 日

中央労働災害防止協会会長  
建設業労働災害防止協会会長  
(社) 日本石綿協会会長  
(社) 日本建設業団体連合会会長  
(社) 全国建設業協会会長  
(社) 建築業協会会長  
(社) 日本土木工業協会会長  
(社) 日本作業環境測定協会会長  
(社) 全国解体工事業団体連合会会長  
(社) 日本化学工業協会会長  
(社) 日本プラントメンテナンス協会会長

殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

#### 建材中の石綿含有率の分析方法について

化学物質による労働災害の防止の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 2 月 24 日に公布され、同年 7 月 1 日より施行される石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条の規定により、建築物等の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査を行い、当該調査を行ったにもかかわらず石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、原則として分析による調査を行うこととされています。

今般、建材中の石綿含有率の分析方法について、別紙のとおりその方法を定めたところです。つきましては、別紙分析方法について傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。